

令和５年度人事行政の運営等の状況の公表

令和５年度における人事行政の運営の状況及び公平委員会の業務の状況について、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成２８年条例第６号）第４条の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和６年８月２３日

湯沢雄勝広域市町村圏組合管理者 佐藤 一夫

１．任免及び職員数等の状況

（１）部局別職員数（各年４月１日現在）

部 局	区 分	職員数		増減	理 由
		令和５年	令和６年		
管理者部局	総 務	５	５	０	
	民 生	２	２	０	
	衛 生	３(２)	４(２)	１	人事異動による
	火 葬	３	３	０	
	ごみ処理	１２(１)	１０(１)	▲２	人事異動による
	し尿処理	６	７	１	人事異動による
消防部局	消 防	１５６(２)	１５６(２)	０	
合 計		１８７(５)	１８７(５)	０	採用５名、退職５名

＊職員数は再任用職員（ ）を含み、会計年度任用職員、臨時職員、非常勤職員は除く。

（２）職務の級別職員数（令和６年４月１日現在）

級	代表的な職名	人数	割合
７	事務局長・消防長	１人	０.５％
６	課 長	８人	４.３％
５	参 事	２４人	１２.８％
４	主 幹	３１人	１６.６％
３	主 査	４８人	２５.７％
２	主 任	４５人	２４.１％
１	主 事	３０人	１６.０％
合 計		１８７人	—

（３）採用試験の状況（令和５年度）

部 局	区 分	採用予定	合格者数	うち女性
管理者部局	上 級	1 人	1 人	1 人
消防部局	上 級	若干名	2 人	0 人
	中 級		1 人	0 人
	初 級		1 人	0 人
合 計			5 人	1 人

2. 人事評価の状況

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の改正により、平成 28 年度から、より客観性、透明性の高い人事評価制度が導入されました。

本組合でも、職員の人事評価実施規程（平成 28 年訓令第 2 号）において評価基準の明示や評価結果の本人への開示などの仕組みを導入し、「能力評価」と「業績評価」の両面から評価を行い、職員の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとしています。

取り組み状況としては、職員の勤勉手当の成績率及び昇給に人事評価結果を反映するとともに、公正な評価の確保のため、評価者及び被評価者を対象として定期的に研修を実施しています。

3. 給与の状況

（1）平均給料月額等（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均給料月額	平均諸手当月額	平均年齢
一般行政職	295,713 円	59,805 円	40.7 歳

（2）初任給等の状況

一般行政職	初任給	採用 2 年後の 給料月額
大学卒	203,563 円	213,118 円
短大卒	185,661 円	199,037 円
高校卒	171,882 円	181,739 円

（3）手当の状況

①期末・勤勉手当（令和 5 年度）

区 分		期末手当	勤勉手当	合 計
支給割合	6 月支給	1.175 月分	0.975 月分	2.150 月分
	12 月支給	1.225 月分	1.075 月分	2.300 月分
	合計	2.400 月分	2.050 月分	4.450 月分

②その他の主な手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手当の名称	支給金額・内容
扶養手当	配偶者 月額 6,500 円 子 月額 10,000 円 その他扶養親族 月額 6,500 円
住居手当	借家等に居住し、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給。 月額最高 27,000 円
通勤手当	自家用車等（通勤距離 2k m 以上）月額最高 31,600 円 交通機関 月額最高 55,000 円
寒冷地手当	11 月から 3 月まで、各月の初日に在職する職員に支給。 世帯主で扶養親族のある職員 月額 17,800 円 世帯主で扶養親族のない職員 月額 10,200 円 その他の職員 月額 7,360 円

(4) 特別職・議員の給与・報酬（令和5年度）

区 分	給料・報酬
管 理 者	年額 45,000 円
副管理者	年額 35,000 円
議 長	年額 40,000 円
副 議 長	年額 35,000 円
議 員	年額 30,000 円

4. 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等（令和6年4月1日現在）

勤務時間	休憩時間
午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで	正午から 午後 1 時まで

* このほか、火葬場・消防職員については、特別の勤務時間等を定めている。

(2) 年次休暇の取得状況（令和5年度）

対象人数	使用可能日数	総使用日数	1人当たり使用日数
187 人	7,383 日	3,246 日	17.4 日

(3) 休暇の種類（令和6年4月1日現在）

年次休暇	1年度につき20日与えられる。残日数（最高20日）は翌年度に繰り越すことができる。	
病気休暇	負傷また疾病により出勤できないと認められる場合に与えられる。原則医師の診断書が必要。	
介護休暇	配偶者や父母等の介護をするため、勤務しないことが相当と認められる場合に与えられる。	
主な特別休暇	結婚休暇	職員が結婚する場合。
	出産休暇	女性職員が出産する場合。
	服喪休暇	親族が死亡した場合の喪に服する期間。
	夏季冬季休暇	心身の健康維持、増進または家庭生活の充実のために勤務しないことが相当であると認められる場合。
	家族の看護休暇	配偶者、父母、養育する子等の家族を職員が看護する場合で、勤務しないことが相当であると認められる場合。
	短期介護休暇	要介護者の世話をを行う職員が、世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合。
	ボランティア休暇	職員が自発的に社会に貢献する活動を行う場合で、勤務しないことが相当であると認められる場合。

5. 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分（令和5年度）

区 分	計
降 任	0 人
免 職	0 人
休 職	1 人
降 級	0 人

分限処分：勤務実績不良、心身の故障、刑事事件の訴追などの事由によって職責を十分に果たせない場合に行われる処分で、公務の適正な運営確保のため行う処分。

(2) 懲戒処分（令和5年度）

区 分	計
戒 告	0 人
減 給	0 人
停 職	0 人
免 職	0 人

懲戒処分：職員が全体の奉仕者としてふさわしくない非行や服務違反をした場合に行う処分。

6. 服務の状況

服務規律の確保に関する取組み

年 月	取組みの概要
令和5年12月	ハラスメント行為の防止について（通知）
随 時	所属職員の育児休業等の取得促進について

7. 退職管理の状況

(1) 再就職情報の届出

職員の退職管理に関する条例（平成28年条例第5号）に基づき、課長級以上の職員であった者に対し、離職後2年間のうちに再就職した場合は届出を求めるなど、退職管理の整備を行なっています。

(2) 課長級以上の再就職の状況（令和5年4月1日現在）

年度	退職者数 (退職後2年以内)	うち再就職者数	
		再任用職員	民間企業
4	2 人	2 人	0 人
5	1 人	0 人	0 人

8. 研修の状況

研修の実績（令和5年度）

実施機関	内 容	修了者数
秋田県町村会	主任級研修	4 人
	監督者級Ⅰ研修	4 人
	監督者級Ⅱ研修	3 人
	人事評価者研修	3 人
秋田県自治研修所	3年目職員研修	4 人
	能力開発研修	10 人
湯沢雄勝広域市町村圏組合	人事評価研修（被評価者）	49 人
湯沢市	人事評価研修（評価者）	1 人

9. 福祉及び利益保護の状況

（1）福利厚生等

実施機関	内 容
秋田県市町村職員共済組合	短期給付、長期給付、福祉事業
地方公務員災害補償基金	職員が公務上受けた労働災害に対する療養給付等

（2）福利厚生等の実施状況（令和5年度）

実施機関	内 容
秋田県市町村職員共済組合	育児休業手当金給付、療養費給付
	老齢厚生年金給付、退職等年金給付
	人間ドック等助成、契約保養所宿泊助成、健康増進セミナー
地方公務員災害補償基金	療養補償

10. 公平委員会の事務の委託に係る業務の状況

（1）勤務条件に関する措置の要求の状況（令和5年度）

該当なし

（2）不利益処分に関する審査請求の状況（令和5年度）

該当なし